

厚生労働省発健生 0207 第 7 号
令和 6 年 2 月 7 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

JPBL015 株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ



JPBL015 株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「JPBL015 株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」については、令和 6 年 1 月 16 日付けでノボザイムズ ジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主とし、*Streptomyces mobaraensis* NBRC 13819 株由来の *tgsSM-1* 遺伝子の導入等を行った JPBL015 株を利用して産生されたトランスグルタミナーゼである。

3. 酵素の機能

本品目は、タンパク質及びペプチド中のグルタミン残基のγ-カルボキシアミド基をアシル供与体とし、リジン残基または各種一級アミンとの間でアシル転移反応を触媒する酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、物性改良剤として用いられる。蒲鉾のような水産加工品、ハム・ソーセージなどの畜肉加工品などのタンパク質を含む多くの食品で食感の改良、保水性向上、歩留まり向上などの多岐にわたる目的のために用いられている。用途及び使用形態は既存のトランスグルタミナーゼと相違はない。

5. 海外の状況

本品目は、デンマークにおいて食品用加工助剤として、承認されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。